

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(金融庁)

別紙1

件数	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
1	(独) 国立印刷局	平成17年度公認会計士試験第2次試験用貸与法文の印刷	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年7月12日	2,420,795	独立行政法人国立印刷局との間で締結している公認会計士試験用貸与法文の印刷については、国家資格試験である公認会計士試験の試験問題の漏洩防止の観点から厳格な秘密保持が要請され、かつ正確で誤りのない印刷物の確実な納品が強く求められる。国立印刷局においては、守秘義務が課せられた公務員が印刷業務に従事し、厳格な管理の下で作業を行っており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移したものの (18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
2	(独) 国立印刷局	平成17年度公認会計士試験第2次試験(短答式)の試験問題及び回答用紙の印刷	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月22日	6,710,497	独立行政法人国立印刷局との間で締結している公認会計士試験の試験問題及び回答用紙の印刷については、国家資格試験である公認会計士試験の試験問題の漏洩防止の観点から厳格な秘密保持が要請され、かつ正確で誤りのない印刷物の確実な納品が強く求められる。国立印刷局においては、守秘義務が課せられた公務員が印刷業務に従事し、厳格な管理の下で作業を行っており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
3	(独) 国立印刷局	平成17年度公認会計士試験第2次試験(論文)の試験問題及び回答用紙の印刷	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年6月21日	8,304,276	独立行政法人国立印刷局との間で締結している公認会計士試験の試験問題及び回答用紙の印刷については、国家資格試験である公認会計士試験の試験問題の漏洩防止の観点から厳格な秘密保持が要請され、かつ正確で誤りのない印刷物の確実な納品が強く求められる。国立印刷局においては、守秘義務が課せられた公務員が印刷業務に従事し、厳格な管理の下で作業を行っており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
4	(独) 国立印刷局	平成17年度公認会計士試験第3次試験筆記式試験問題及び回答用紙の印刷	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 岳野万里夫	平成17年8月19日	4,834,494	独立行政法人国立印刷局との間で締結している公認会計士試験の試験問題及び回答用紙の印刷については、国家資格試験である公認会計士試験の試験問題の漏洩防止の観点から厳格な秘密保持が要請され、かつ正確で誤りのない印刷物の確実な納品が強く求められる。国立印刷局においては、守秘義務が課せられた公務員が印刷業務に従事し、厳格な管理の下で作業を行っており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

5	(独) 国立印刷局	証券取引法等の一部を改正する法律案等の印刷	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 岳野万里夫	平成18年2月17日	15,101,313	独立行政法人国立印刷局との間で締結している法律案等の印刷については、漏洩防止の観点から厳格な秘密保持が課せられているところであるが、当該法人においては、守秘義務が課せられた公務員が厳格な管理の下で作業に従事しており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
6	(独) 都市再生機構	霞山ビル会議室の賃貸借	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年6月30日	1,622,082	独立行政法人都市再生機構との間で締結している霞山ビル会議室の賃貸借については、独立行政法人都市再生機構が霞山ビルの賃貸借を行っている業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの (19年度中に廃止)	
7	日本郵政公社	郵便料	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月1日	12,758,868	日本郵政公社との間で締結している料金後納郵便料については、郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は日本郵政公社のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
8	東日本電信電話株式会社	電話通話料	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月1日	24,165,096	東日本電信電話株式会社に支払っている基本料金及び通話料については、既存の電話回線、電話交換機等の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、東日本電信電話株式会社のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (19年度中を目途に一般競争入札に移行)	
9	日本放送協会	NHK放送受信料	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月1日	2,411,200	日本放送協会に支払っている受信料については、放送受信にあたり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
10	日本たばこ産業株式会社	JTビルの貸室賃貸借	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月1日	113,877,912	日本たばこ産業株式会社との間で締結しているJTビルの賃貸借については、日本たばこ産業株式会社がJTビルの賃貸借を行っている業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの (19年度中に廃止)	
11	日本銀行	日本銀行金融データベースシステムに係るハードウェアの利用	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月1日	950,136	日本銀行との間で締結している「金融データベースシステムに係るハードウェアの利用料金」については、日本銀行が所有する当該システムのハードウェア機器の負担金を支払うものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	

12	財務省共済組合財務本省支部	平成17年度人間ドックの精密検査業務	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 岳野万里夫	平成17年9月14日	5,946,738	国家公務員共済組合連合会との間で締結している総合的な健康診査は、人事院規則10-4第21条の2の規定に基づき実施するものであり、業務における緊急の連絡等に対応できるよう近隣に所在すること、人事院規則に基づく検査が可能であることを条件として、健康管理医である財務省診療所長の専門的見地からの意見を踏まえて選定した医療機関であるため、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (18年度中に企画競争に移行)
13	国家公務員共済組合連合会	人間ドックの受診(虎の門病院)	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月1日	1,215,810	国家公務員共済組合連合会との間で締結している総合的な健康診査は、人事院規則10-4第21条の2の規定に基づき実施するものであり、業務における緊急の連絡等に対応できるよう近隣に所在すること、人事院規則に基づく検査が可能であることを条件として、健康管理医である財務省診療所長の専門的見地からの意見を踏まえて選定した医療機関であるため、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (18年度中に企画競争に移行)
14	国家公務員共済組合連合会	人間ドックの受診(九段坂病院)	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 河野正道	平成17年4月1日	1,429,050	国家公務員共済組合連合会との間で締結している総合的な健康診査は、人事院規則10-4第21条の2の規定に基づき実施するものであり、業務における緊急の連絡等に対応できるよう近隣に所在すること、人事院規則に基づく検査が可能であることを条件として、健康管理医である財務省診療所長の専門的見地からの意見を踏まえて選定した医療機関であるため、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (18年度中に企画競争に移行)

15	(財) 財務 会計基準機 構	国際会計基準審議会 等の議論への対応及 び付随事務の委託	東京都千代田区霞ヶ 関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総 務課長 河野正道	平成17年7月8日	84,609,724	国際会計基準審議会等における国際会計基準の 議論への対応を行うに当たっては、継続的に国 際会計基準の調査分析を行い、基準に対する効 果的な意見発信を行うことが可能な体制・専門 的知識を有する必要がある。このためには、国 際会計基準審議会を含む国際会計基準の決定に 重大な影響のある国際会議に出席するととも に、国際会計基準審議会事務局や各国の会計基 準設定主体等との情報交換を緊密に行うことな どが必要となる。このような国際会議の中には、 国際的に認められた各国の会計基準設定主 体のみ出席が許されるものがあるほか、国際 会計基準審議会事務局等はそのような会計基準 設定主体から職員の派遣を受け入れている。こ のため、国際会計基準の議論への対応を行うこ とは、我が国で実質的に唯一の会計基準設定主 体として国際的に認知され、海外の会計基準設 定主体とも特別なパイプを有する企業会計基準 委員会（ASBJ）の運営を担う財団法人財務 会計基準機構以外にそのような要請を満たすも のがおらず、競争を許さないため。（会計法第 29条の3第4項）	見直しの余地がある もの	一般競争入札等に移行す るための準備に時間を要 するもの （19年度から企画競争に 移行）
16	(社) 日本 証券アナリ スト協会	平成17年度通信研修 「証券アナリスト コース」の委託	東京都千代田区霞ヶ 関3-1-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総 務課長 河野正道	平成17年6月13日	1,350,000	証券アナリスト協会との間で締結した通信研修 「証券アナリストコース」の委託については、 「証券アナリスト教育・試験制度」の第一次試 験の受検のためには、本教育制度の受講終了が 要件となっているため、競争を許さないため。 （会計法第29条の3第4項）	見直しの余地がある もの	一般競争入札等に移行し たもの （18年度から企画競争に 移行）
16	11				287,707,991			

(備考)

(1) 各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び公益法人並びに特定民間法人との間で締結したもののについて記載すること（「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」（過去3カ年分）において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。）

(2) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十全に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること

(3) 緊急点検の結果は、「問題があるもの」、「見直しの余地があるもの」、「その他のもの」に分類すること

(4) 講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの」、「一般競争入札等に移行したもの」、「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」に分類すること（ただし、緊急点検の結果、「その他のもの」に分類されたものについては、「－」とする。）

(5) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(6) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更しない範囲で変更・調整を行うことができる。